

世紀転換期におけるドイツ・オーストリア
 社会民主党・自由労働組合の職業訓練改革論
 ——国立教習作業場 (Staatslehrwerkstatt) をめぐる論議を中心に——

佐々木 英 一

(1991年10月14日 受理)

Die berufspädagogischen Bestrebungen der sozialdemokratischen
 Arbeiterbewegung in Deutschland und Österreich an der Jahrhundertwende

Eiichi SASAKI

目 次

1. はじめに
2. 国立教習作業場論の背景
 - (1) 徒弟制度の改革をめぐる動き
 - (2) 世紀転換期までの労働組合の徒弟制度に対する取り組み
 - (3) 社会民主党の徒弟制度, 青少年問題に対する取り組み
3. 社会民主党・自由労働組合の国立教習作業場論
 - (1) 教習作業場の発生と展開
 - (2) 社会民主党・自由労働組合の国立教習作業場論
 - a) ホッホ, ドイチュ, ハイゼの徒弟制度批判と教習作業場論
 - b) マイスターレーレと国立教習作業場: クヴェッセルとブルーンス
 - c) 1907年シュトゥットガルト第1回社会主義青少年組織国際会議における論議
 - d) ダンネベルクの国立教習作業場論
4. 国立教習作業場論の評価とその後の展開
5. おわりに

1. はじめに

さきに、筆者はワイマール期ドイツにおける職業訓練法案の研究¹⁾において、ドイツ労働運動史上画期的と言われている、ドイツ自由労働組合の1919年ニュルンベルク大会での「徒弟制度の規制に関するニュルンベルク決議」を分析した。そこで筆者は、この中で自由労働組合が職業訓練の形態について「訓練の基本は将来にあっても一般にマイスターレーレであろう」とし、「それと並んで適当な職業には特別の養成場 (Lehrwerkstelle) が作られる。この養成作業場 (Lehrwerkstatt) は一般に、経営に直結してのみ行われうる」としている点に注目し、ここに労働組合をも含めてあくまで職業訓練の場を経営とする OJT 中心の、職業訓練のドイツの特徴とその問題点を指摘しておいた。そして、この養成作業場の位置づけをめぐる議論についても簡単にふれておいた²⁾。

周知のように、ドイツのデュアル・システムは、企業における実践的訓練と定時制職業学校の補完的理論教授から成り立っているが、前者に圧倒的な比重がおかれている。その意味で、ドイツのシステムは正確には「デュアル」とは言えない³⁾。ドイツの職業訓練がこのような形態をとっているのは、勿論歴史的背景があるのであるが、国際的にみて職業訓練形態の有力な一つの類型である。法制上の規定は別として、このデュアル・システムが理念的、規範的類型としていつ頃定着したのかについては、なお詳細な検討が必要であろうが、筆者はほぼ世紀転換期であろうと推定する。

すでに多くの論者が紹介している1870年代の社会政策学会を始めとする、徒弟制度の改革をめぐる論議の中では、ビューヒャーの学校形式の職業訓練による全面的改革論が有力な議論として出され、一方、同時期にプロイセン国有鉄道で養成作業場による徒弟の養成⁴⁾が組織的に開始され、1894年にはシューベンが養成作業場について体系的著作⁵⁾を出している。つまり、工業が未だ本格的な独自労働力養成に取り組んでいなかった1870年から90年代にかけては、主として手工業徒弟制の補強・改善を念頭においてはあがあるが、マイスターレーレ⁶⁾とは異なる職業訓練類型を模索していた時期であるといえよう。これに対して、90年代からは、工業による独自の熟練労働者養成が開始され、工業独自の職業訓練の類型の創出の可能性を孕んだ時期に突入する。これまでの研究⁷⁾では、工業の職業訓練類型は1908年のドイツ技術学校委員会 (DATSCH) の設立を経て、ほぼ1910年代までに確定されたとされている。

本稿で問題にする社会民主党・労働組合との関係で言えば、この時期はまさに社会主義者鎮圧法が廃止され、労働運動が大きく飛躍する時代であり、両者は、工業の発展に伴う諸矛盾の一つとして、徒弟制度、職業訓練に対しても、新たな対応を迫られていた。その改革案の中心は、公的な養成作業場と補習学校という組み合わせの、もう一つのデュアル・システムの類型提示であった。この類型は、今日のドイツにおけるデュアル・システムタイプの発生史においてこれまで殆ど注目されてこなかった。

その理由として以下の2点が考えられる。一つは、これまでのドイツの職業教育・訓練史研究に

において、補習学校、職業学校などの学校史研究に比して、実践的訓練部分の研究が乏しいことである⁸⁾。もう一つは、社会民主党・労働組合の職業教育・訓練の取り組みに対する研究的関心が低いことである。ドイツ本国における職業教育・訓練史研究においても、一般に社会民主党や労働組合に焦点を当てた研究は乏しい。戦前のもので、社会民主党・自由労働組合の職業教育・訓練を対象とした研究は、まとまったものは菅見では、マイアー (Meier, G.) の *Berufsschulung und Berufserziehung der Jugendlichen durch die Arbeitergewerkschaften*. 1930 と、グンペルト (Gumpert, F.) の *Die Bildungsstrebungen der freien Gewerkschaften*. 1923, 及びシュールホルツ (Schürholz, F.) の *Grundlagen einer Wirtschaftspädagogik*. 1928 ぐらいである。しかも、後の2つは労働組合の教育活動全般を扱ったもので、職業教育・訓練に関してはわずかしかふれていない。戦後のものでも、ある程度まとまった形で、戦前の社会民主党・自由労働組合の職業教育・訓練への取り組みを述べたものも、著書としては、エーベルト (Ebert, R.) が *Zur Entstehung der Kategorie Facharbeiter als Problem der Erziehungswissenschaft*. 1984 が多少ともページをさいているのと、モノグラフではシュメルツァーの *Die berufspädagogischen Bestrebungen der sozialdemokratischen Arbeiterjugendbewegung vor dem ersten Weltkrieg*. 1969 及び、クラインとケルツェルの *Sozialpolitische Antworten selbstorganisierter Jugendlicher auf die Lehrlingsfragen zu Beginn des 20. Jahrhunderts*. 1990 などが散見されるだけである。

史料面でも、例えばこの間ドイツ職業教育・訓練史史料の集大成として連続して刊行されている『ドイツ職業教育史史料集』⁹⁾のCシリーズ(問題別シリーズ)にも社会民主党・労働組合が独自に取り上げられておらず、Aシリーズ(20世紀)、Bシリーズ(19世紀)にも、その記録はほとんど含まれていない。またクンツェは、労働者訓練 (Arbeiterausbildung) という観点から、3巻で現在入手困難な合計12冊の本を収録しているが¹⁰⁾、社会民主党・自由労働組合関係のものはブルースとエズィヒのもの¹¹⁾だけであるし、しかも両者とも補習学校・職業学校を論じたもので、職業訓練全体を視野にいたしたものではない。

一方わが国のもものでは、寺田氏の一連の労作が挙げられる。氏は、1869年の北ドイツ営業条例の徒弟条項の成立過程の分析¹²⁾の中で、1860年代末から70年代にかけての初期のドイツ労働運動の徒弟制度問題への対応にふれ、また1897年の営業条例工場マイスター条項の成立過程の分析¹³⁾の中で、90年代から1900年代の「労働組合・社会民主党ブロック」の「手工業の制度の熟練(技能)形成機能の維持」と「そこでの影響力の行使」をねらった「労働協約締結による熟練の横断的管理」の取り組みを紹介している。さらに、「ドイツ工場徒弟制と労使関係」¹⁴⁾では、1920年代のドイツ労働組合総同盟の徒弟制規制とその論議を分析している。

また、労使関係の視角からの研究では、大塚氏¹⁵⁾と麻沼氏¹⁶⁾のものがあげられる。前者は、ドイツにおける技能養成、特に工業におけるそれについて網羅的にその歴史的発展を述べたものであるが、第1部の最後の「終章」において、労働組合の取り組みを第1次大戦以降に力点を置いて取り上げている。後者は、1920年代の工業徒弟制度の展開を扱っているが、労働組合については経営協

議会を中心にした経営内労使関係の枠内でふれられているにすぎない。

以上、戦前ドイツ職業教育・訓練史における社会民主党・労働組合の取り組みに関する研究状況を概観したが、いずれも本稿で扱う国立教習作業場をめぐる論議はふれられていない¹⁷⁾。しかし、この論議は、時代によって強弱はあるものの、戦前の社会民主党・労働組合の職業教育・訓練政策を貫く基調音とでもいうべきであり、その分析はこのテーマの解明には不可欠の作業であると思われる。

以下、国立教習作業場をめぐる論議の背景として、それまでの社会民主党・労働組合の徒弟制度・職業訓練の取り組みと議論及び、世紀転換期の徒弟制度、職業教育・訓練の状況について述べ、その後、ダンネベルク (Danneberg, R.) の議論を中心に、社会民主党・労働組合の国立教習作業場論を分析していく。

なお、本稿では、世紀転換期を一応1890年から1910年の間とし、また、デュアル・システムのうち実践教育の部分に焦点をあて、補習学校については必要に応じてしかふれないことを予めことわっておく。

2. 国立教習作業場論の背景

(1) 徒弟制度の改革をめぐる働き

すでに多くの研究が明らかにしているように、19世紀後半、とりわけ70年代以降、ドイツの手工業徒弟制度は大きな改革の波にさらされる。その一つの集約点は、70年代の一連の社会政策学会での論議であった。そこでは、「I. 古い手工業崩壊以来の、どのような変化がドイツの大工業、小工業における徒弟の状態に生じてきたか。II. 個々の雇用者、労働者団体、雇用者団体の自由な活動によって、どのような改善がなされ得るか。III. 立法はいかに、促進的、刺激的、あるいは強制的に作用を及ぼしうるか。」¹⁸⁾という徒弟制度改革の大会テーマにも示されるように、手工業徒弟制度の補強・改善のために種々の論議が行われた。アーデルマンは、徒弟制度の改善の手段と方法の点で、70年代の社会政策学会の論議を、以下3つのグループに分類している¹⁹⁾。すなわち、第1は、とくにツンプトの再生のために法的な干渉が不可欠だとするものであり、第2は、特に南ドイツで主張された実業協会と行政による自由なイニシアチブによる改善、第3は、ビューヒャーに代表されるグループで、これは手工業レーレの改善は不可能だとし、国によって組織された教習作業場と実業学校の設立を主張するものであった。

こうした議論の背景には言うまでもなく、工業の発展に伴う手工業小経営の苦境とその徒弟制度の崩壊の危機があった。徒弟を安価な労働力として酷使する、そのためにとうてい訓練できないほどの多数の徒弟を入れるという、いわゆる徒弟過剰雇用 (Lehrlingszüchtereie) の問題が深刻化していた。ここに、工業に独自の熟練の必要性の出来のきざしという新たな状況もあいまって、熟練労働力の養成と確保に関して、今後どのような方向を取るべきかをめぐって、ドイツは一つの岐路に

立たされる。周知のように、ドイツは手工業者という保守的中間層の保護と言う政治的選択のもとで手工業徒弟制度を補強する職業訓練形態を選択した。つまり、上の3つの分類で言えば最も保守的・反動的な第1の方策が採用されたと言うことになる。

その法的な表明が1897年と1908年の営業条例修正令であった。ブランケルツは、これを次のように的確に特徴づけている。すなわち、「これらの法によって、職業訓練の新秩序の道が決定された。軍隊が『国民の学校』とされるのと同じ意味で、手工業が『民衆の教習作業場』とされたのだ。手工業は、今や全ての工業訓練の規範的なファクターとならねばならなかった。」²⁰⁾

(2) 世紀転換期までの労働組合の徒弟制度に対する取り組み

さて、それではこうした状況の中で労働運動はどのような対応をしていたのであろうか。一般に、ドイツ労働運動はイギリスと異なり、徒弟制度に対して、さしたる関心を示してこなかったとされている²¹⁾。しかし、当時の労働組合が職業別に編成されていた(Berufsverein)という組織上の特性から、イギリスのクラフトユニオン型の、厳密な徒弟制度による入職者の制限による組合員の利益擁護をはかる労働組合の、いわば「自生的な」²²⁾取り組みも存在した。その典型は、常に引きあいに出される印刷工組合で、それはすでに80年代に徒弟スカラー(職人数に対する徒弟数の比率の制限)を内容とする労働協約を勝ち取っている²³⁾。とはいえ、全般的にみて労働組合の徒弟制度に対する関心は希薄であった。

こうした事情は、その後も以下のような事情もからんで変わらなかった。すなわち、1890年以降、自由労働組合は、従来の手工業労働者の職業別組合中心の組合から、金属、木材、建築、運輸などの労働者の産業別組合を中心としたものによっていく²⁴⁾。その結果、不熟練労働者の組合員も増えてきた²⁵⁾。また、組合員の飛躍的増加とともに政府と資本からの攻撃も強まった。その結果、「たえず増えるアジテーションの課題、賃金闘争、そして労働組合教育活動」²⁶⁾のためにごく一部の組合²⁷⁾を除けば、徒弟の職業訓練に対する取り組みは低調であった。それどころか、自由労働組合内には職業訓練を敵視する議論もあった。例えば、グンペルトは1910年の『新時代(Neue Zeit)』誌にのったクリッヘ(Kliche, J)の論文を紹介している。クリッヘは、木材労働者が職業訓練に組み、そのための専門誌を創刊しようとしていることに反対して、「闘争のための武器は、専門性を高めること(Fachbelebungen)によっては鍛えられない」とし、自らをもはや労働者と感じなくなっている造園労働者を例に引いて、それは労働者の労働運動への無関心を生むだけだと主張した²⁸⁾。ここにみられるように、自由労働組合内には、「労働者の職業訓練は、専ら質の高い労働によって利益を得る経営者の事項であるという見解」²⁹⁾が、かなり広まっており、労働組合はこの分野ではその活動を「専門教育、補習教育制度の改善のための立法と、工業、手工業の徒弟養成における著しい弊害の除去に限定」していた²⁹⁾。

しかし、一方では自由労働組合は増大する青少年組合員に対応すべく、独自の労働組合青少年組織の設置にのりだしていた。1908年のハンブルク第6回大会で初めて青少年組織が議題として取り上げられたが³⁰⁾、その課題は、「自然科学、保健衛生、文学、芸術」などの一般教育と、スポーツ

の促進などの活動とされ³¹⁾徒弟制度改善への視点は含まれていない。また、この時期に相次いで単産レベルで青少年部 (Jugendabteilung) や、徒弟部 (Lehrlingsabteilung) が設けられた³²⁾。

(3) 社会民主党の徒弟制度、青少年問題に対する取り組み

この時期の社会民主党の徒弟制度に対する態度を見ていく場合、その中間階層・手工業者層に対する考え方と、工業の進展による熟練の変化の見方を押さえておく必要がある。前者に関して言えば、八林氏の研究がある。氏はこの時期の社会民主主義陣営には手工業問題について十分な実証に基づく研究がないままに、「第1次大戦に至るまでエルフルト綱領の中産層没落必然論は保持され続け」³³⁾たこと、そしてこの没落必然論は、マルクス主義者のみならず歴史学派に属するビューヒャーなどの社会政策学会の論者なども主張していたことを指摘している³⁴⁾。このことは、後にふれる徒弟制度改革案における両者の類似性を考えたとき興味ある事実である³⁵⁾。

次に、後者、すなわち工場様式による生産の発達に伴う熟練労働の変化についての見解を見てみよう。社会民主党は1869年の「極めて経済自由主義的な特徴をもった」北ドイツ営業条例における職業訓練の規制を、「産業資本の発展に基づく、全般的な労働力の脱熟練化 (Dequalifikation) の進行に対する立法上の承認」と評価した³⁶⁾。ここに示された「脱熟練化」論は、前述の手工業者没落必然論と相まって、社会民主党の徒弟制度問題への対応に大きな影響を及ぼす。80年代以降徐々に明らかになってきた、工業独自の新しい熟練の必要性は正面からとりあげられなかった。³⁷⁾そこで社会民主党は、「職業訓練を前工業的な生産様式という理想にそって逆戻りさせることに反対し」³⁸⁾、これに対して「一般教育の基礎に基くすぐれた工業レーレ (gewerbliche Fabriklehre)」³⁸⁾という選択肢を対置した。

この「脱熟練化」論に対して、修正主義の側から反論がなされる。ダビッドは、マルクスの見解は50年代のイギリスの繊維工業の観察から得たものであり、決して一般化できないこと、「現代の機械製造やその他の金属加工業において、より高度の熟練と知性をもった労働者に対する需要が、非常に高まっている」と論じる³⁹⁾。後にみるように、社会民主党の徒弟制度改革論、職業訓練論の多くが、いわゆる修正主義グループから多く出されていることは、恐らくこのことと関係しているだろう。すなわち、以下の3の(2)で述べる多くの論稿は、修正主義の影響が強いとされた Sozialistische Monatshefte 誌⁴⁰⁾に掲載されていることや、その執筆者であるクヴェッセルやダンネベルクも一般に社会民主党右派グループに属したとされている。

つぎに、社会民主主義陣営の青少年団体の取り組みを見ておこう。世紀転換期のドイツには、約400万人の働く青少年がおり、その約20%が徒弟関係にあり、残り80%は青少年賃金労働者であったとされている⁴¹⁾。よく知られているように、ドイツにおける最初の独立した労働青少年団体は、1904年、ベルリンで結成された「ベルリン徒弟・青少年労働者連盟」(Verein der Lehrlinge und jugendlicher Arbeiter Berlins)である。これは、その前年ベルリンで起きた徒弟の自殺事件をきっかけに結成されたものであり、その「設立のよびかけ」では、「今や、労働者に自己の利益を代表する権利が与えられたが」⁴²⁾、その権利は成人労働者のみが享受している。「しかしわれわれは、徒

